

議案第99号

東京都板橋区立障がい者福祉センターの指定管理者の指定
について

上記の議案を提出する。

令和7年11月26日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

東京都板橋区立障がい者福祉センターの指定管理者の指定
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定
に基づき、公の施設の管理を行わせる者を下記のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称及び所在地

東京都板橋区立障がい者福祉センター

東京都板橋区高島平九丁目25番12号

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人東京援護協会

東京都台東区東上野三丁目18番11号

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(提案理由)

障がい者福祉センターの指定管理者を指定する必要がある。

なお、この議案は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき
提出するものである。